

令和5年度 がんの一次スクリーニング検査(N エヌ -NOSE ノーズ) 助成要綱

令和5年3月28日制定
一般社団法人 宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 事業用トラックにおける運転者の健康管理、病気の早期発見によるリスク防止対策として、(株)HIROTSU バイオサイエンス が行う「N-NOSE がんの一次スクリーニング検査 (以下「N-NOSE」)」を、会員事業所の従業員に対し受検させた際に、検査料の一部を予算の範囲内において助成する。この「N-NOSE」は線虫を利用し、尿1滴で「簡便」「高精度」「安価」にできる「がんのリスク検査」となっている。(パンフレット参照)

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、宮崎県トラック協会会員県内営業所のトラック運送事業関係に常勤する運転者に限る。

(助成対象検査)

第3条 助成の対象となる検査は、(株)HIROTSU バイオサイエンスが行う「N-NOSE がんの一次スクリーニング検査 (以下「N-NOSE」)」とする。

(助成額)

第4条 当該年度中1名1回限りとし、1名あたり5,000円の助成額を予算の範囲内において助成する。※1事業者あたりの上限人数は5名とする。

(助成対象期間及び受付期間等)

第5条 令和5年4月1日から令和6年3月15日までに支払いが完了したものを対象とする。

2 申請・請求書の受付期間は、令和5年4月1日から令和6年3月15日 必着までとする。なお、上記期間内であっても予算に達した場合、その時点までとする

(助成金の交付申請)

第6条 助成金を受けようとする会員は、「N-NOSE がんの一次スクリーニング検査助成金成・請求書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに協会窓口へ提出する。また、郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

2 添付書類等、必要書類を満たさない申請については、これを受理しない。

(助成金の決定)

第7条 宮ト協は前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請内容が適合すると認められたときは、助成金の交付決定を行い、「N-NOSE がんの一次スクリーニング検査助成金交付決定通知書」を事業者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 宮ト協は前条の「N-NOSE がんの一次スクリーニング検査助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 宮ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 この要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

令和 年 月 日

一般社団法人宮崎県トラック協会長 殿

所在地
事業者名
代表者名
TEL
担当者名

令和5年度 N-NOSE がんの一次スクリーニング検査実施報告書

標記について、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日にて実施
(4月1日から翌年3月15日までが助成対象実施期間です)

2. 受診者数及び助成金額

受診者数 名 × 5,000円 = 助成金額 円

3. 受診者

番号	役職名	氏名
1		
2		
3		

4. 助成金振込希望金融機関

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義
		普通・当座		

5. 添付書類

- (1) 領収書の写し。
- (2) 受診者名簿
- (3) 受診者が事業者に所属している事の証明書(例.運転者台帳、健康保険証写し等)